

## 中野市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するため、食物アレルギーを持つ児童及び生徒に対し、学校給食において食物アレルギー対応食を提供する事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （対象児童及び生徒）

第2条 事業の対象となる児童又は生徒は、食物アレルギー性疾患を持つ児童又は生徒で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業が実施されない場合、学校給食の代わりに、常に自宅から弁当を持参する必要がある者
- (2) 事業が実施されない場合、学校給食の献立によっては、自宅から弁当を持参する必要がある者

### （事業の内容）

第3条 事業は、学校給食のうち副食について実施するものとする。

- 2 食物アレルギー対応食は、学校給食から食物アレルギーの起因となる食材料を除去するか、又は代替食とする。

### （意向調査及び事前協議）

第4条 事業の実施を希望する児童又は生徒の保護者（以下「希望保護者」という。）は、中野市学校給食食物アレルギー対応食実施意向調査票（様式第1号。以下「調査票」という。）に中野市学校給食食物アレルギー対応食指示書（様式第2号。以下「指示書」という。）を添えて、学校長に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項に規定する調査票を受理したときは、希望保護者と事業実施の事前協議を行うものとする。
- 3 学校長は、前項の事前協議を行う際には、中野市南部学校給食センター又は中野市北部学校給食センター又は中野市豊田学校給食センター（以下「給食センター」という。）の所長又は栄養士の意見を聴かなければならない。

### （事前協議の方法）

第5条 学校長は、前条に規定する事前協議の方法は、調査票及び指示書を基に希望保護者と面談のうえ、中野市学校給食食物アレルギー対応食除去食品調査票（様式第3号）により行うものとする。

### （事業の申請）

第6条 前2条に規定する事前協議の結果、事業実施対象となった児童又は生徒の保護者（以下「申請保護者」という。）は、中野市学校給食食物アレルギー対応食提供事業申請書（様式第4号）を、学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、中野市学校給食食物アレルギー対応食提供事業決定通知書（以下「決定書」という。）を申請者に交付するものとする。

（献立等）

第7条 給食センターは、前条第2項の規定により決定書を交付した申請保護者に対し、事業を実施する月（以下「実施月」という。）の前月の20日までに実施月1月分の実施予定献立表を送付するものとする。

2 前項に規定する実施予定献立表を送付する場合において、食物アレルギー対応食の提供が困難な日は、弁当持参日を指定することができるものとする。

3 第1項に規定する実施予定献立表の送付を受けた申請保護者は、その内容を確認のうえ、実施月の前月の25日までに中野市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施承諾書（様式第5号）を、学校長を経由し給食センターに提出しなければならない。

（事業の変更又は中止）

第8条 事業の内容の変更を希望する申請保護者は、中野市学校給食食物アレルギー対応食提供事業変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に指示書を添えて、学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、給食センターの所長又は栄養士の意見を聴いて、事業変更の可否を決定し、中野市学校給食食物アレルギー対応食提供事業変更決定通知書を申請保護者に交付するものとする。

3 事業の中止を希望する申請保護者は、中野市学校給食食物アレルギー対応食提供事業中止届（様式第7号。以下「事業中止届」という。）を、学校長に届出しなければならない。

4 学校長は、前項の事業中止届を受理した場合は、給食センターに直ちに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。